

# 新相模原市行政改革大綱

～ 新世紀のゆたかな市民生活を支える行政改革～

平成10年12月1日

(平成14年3月6日改訂)

相 模 原 市

## 新相模原市行政改革大綱の見直し

新相模原市行政改革大綱・実施計画の計画期間が平成13年度で満了するため、新大綱の理念、基本方針、5つの視点など基本的な部分を踏襲した中で、数値目標や行政改革の推進方策等について、見直しを行ったもの。

# 新相模原市行政改革大綱 目 次

行政改革の必要性	1
1 これまでの経過	1
2 社会経済情勢の変化	1
3 大綱の見直し、新しい実施計画の策定	2
行政改革の視点	3
1 生活者の視点	3
2 成果重視の視点	3
3 責任領域の視点	3
4 分権と協働の視点	3
5 簡素・効率の視点	3
行政改革の基本方向	4
1 改革の基本理念	4
2 改革の基本方針	4
3 数値目標	6
行政改革の推進方策	8
1 未来を見据えた確かな行政運営の推進	8
2 市民との協働による開かれた市政の確立	9
3 簡素で機能的な行財政システムの再構築	11
行政改革の推進とその進行管理	13
1 第二次実施計画の策定	13
2 推進状況の報告と公表	13
3 庁内推進体制	13

## 参 考 資 料

\*が付いている語句については、巻末の参考資料の用語解説(P5～P6)を参照

## 行政改革の必要性

### 1 これまでの経過

本市はこれまでも、市民の望む良質な行政サービスを提供するため、常に、社会経済情勢の変化に対応した効率的な行財政運営に取り組んできた。

昭和60年には、「行政運営効率化推進本部」を設置し、「行政運営の効率化に関する基本方針」を定め、効率的な行財政運営を図るための改革を進めた。

また、平成7年12月にはバブル経済崩壊後の社会経済情勢の大きな変化や、「参加と自治と分権」を基調とした新たな時代に対応した行財政体制を確立するため、「相模原市行政改革大綱」を策定し、平成8年度から3年間行政改革に取り組んだ。

更には、『相模原市21世紀総合計画』の着実な推進、特に当面の大きな課題として、保健所政令市への移行、介護保険制度の導入、拠点地区の都市基盤整備などへの対応が求められる中で、平成10年12月に「新相模原市行政改革大綱」を策定し、平成11年度からの3か年を計画期間として、一層の行政改革に取り組んできた。

### 2 社会経済情勢の変化

我が国は、少子・高齢化の進行、国際化や情報化の進展、地球環境問題の深刻化、企業倒産の増加や失業率の悪化、経済のデフレ傾向など多岐にわたる問題を抱えており、かつて経験したことのない社会経済全般にわたる大きな転換期に直面している。

また、社会の成熟化の進行は、市民生活に大きな影響を及ぼし、人々の意識は「量」より「質」、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化するとともに、環境保護や災害救援をはじめとしたボランティアなどの市民活動の活発化や地域社会への参加意欲の高まりなど個人の自立と個性を尊重する多様な価値観を生み出している。

しかし、これまで我が国の発展を支えてきた社会経済システムは、こうした時代の変化に対応しきれず、十分に機能できない状況になっており、国においては、「日本の再生と発展」を目指して、経済、財政、行政、社会、政治の分野における構造改革を進め、21世紀にふさわしい社会経済システムを構築するための取組みが行われている。

また地方分権一括法（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」）が平成12年4月に施行されたことにより、機関委任事務制度が廃止され、国と地方自治体とは「対等・協力」の関係になった。市民に身近な行政サービスはできるだけ市民に身近な行政主体が提供することを基本とする地方分権は第2ステージに入っており、自己決定・自己責任を基本原則として個性豊かなまちづくりを進めることが、地方

自治体に求められている。

一方、自治体財政は景気低迷の長期化、深刻化による大幅な税収減の中で、義務的経費の増大等により急速に悪化しており、巨額の財源不足から「財政再建団体」に転落する危機に直面している自治体も見られる状況である。

### 3 大綱の見直し、新しい実施計画の策定

こうした中、本市は、「輝きと愛があふれる人間都市さがみはら」の実現を目指して、『相模原市21世紀総合計画』を着実に推進し、生活の豊かさやゆとりを実感できる活力ある地域社会を実現する必要がある。

また、平成15年4月に中核市<sup>\*</sup>への移行を目指している本市は、平成16年11月には市制施行50周年を迎えることとなる。地方分権により拡大する権限を最大限有効に活用し、個性豊かなまちづくりや地域に密着したよりきめ細かな行政サービスの提供に努めるとともに、半世紀の歴史を生かし、一段と風格のある都市へと発展することが求められている。

しかしながら、これまで健全財政に努めてきた本市においても、長引く景気の低迷等の影響は大きく、かつてのような税収の伸びが期待できない厳しい財政状況の中で、義務的経費の増加に対処しつつ、引き続き、都市基盤の整備充実や新たな行政需要にも対応しなければならないという、今まで以上に困難な財政運営を強いられている。

平成7年の行政改革大綱策定以降、6年間にわたり行政改革に取組み成果をあげてきた本市ではあるが、IT<sup>\*</sup>(情報通信技術)革命、公務員制度改革<sup>\*</sup>、情報公開・情報提供の必要性の増大、市民との「協働」による行政展開など新たな状況変化に対応するためには、より一層の行政改革を進め、市政運営のあり方全般について改めて見直すとともに、職員の意識改革を図ることが必要である。

このため、「新相模原市行政改革大綱」の見直しを行い、平成14年度から平成16年度までの3年間を計画期間とする新しい実施計画を策定し、更なる行政改革を推進するものとする。

## 行政改革の視点

行政改革を推進する上で、特に、次の5つの視点に留意して、これまでの行政運営全般についての見直しを進めるものとする。

### 1 生活者の視点

すべての行政サービスは、そのサービスの受け手であり費用の負担者である市民の満足度を最大限高める形で提供されるべきである。このため、「生活者」である市民の視点から行政施策、組織、執行体制など行政運営全般についての見直しを図る。

### 2 成果重視の視点

これまでの考え方にとらわれずにゼロ・ベースから事務事業を検証し、その目的を明確にするとともに、その目的が達成されたかどうかという「成果重視」の視点から事務事業を見直しする。

### 3 責任領域の視点

民間市場の成熟化や市民活動の活発化などにより、行政がサービス提供の主体であることの役割が薄れたもの、民間と競合するもの、地域や市民が担うものなどについて、「民間で可能なことは、できるだけ民間に委ねる」ことを基本として、行政と市民・民間の「責任領域」の明確化を図り、これまでの行政サービスのあり方の見直しを進める。

### 4 分権と協働の視点

「分権」時代の行政運営には、地域の実情に応じた施策を、自らの責任において決定し実施するとともに、市民に対してその活動の状況を明らかに説明する責任が求められている。また、市民と行政との「協働」による施策の展開を推進する。

### 5 簡素・効率の視点

常に最少の経費で最大の効果をあげることを理念として、事務事業のスクラップ・アンド・ビルド<sup>\*</sup>や施策の優先順位づけなどを図るとともに、「簡素・効率」の視点から見直しを行い、長期的な展望に立った行財政運営を推進する。

## 行政改革の基本方向

### 1 改革の基本理念

本市は今後も予想される厳しい社会経済環境を乗り越え、『相模原市21世紀総合計画』を着実に推進し、市民誰もが安心して暮らせる豊かな市民生活を実現していかなければならない。

市民と行政とのゆるぎないパートナーシップのもと、生活者の視点に立った効率的で信頼される市政運営を推進するとともに、従来の発想や枠組みから脱却した「体力のある行財政体制」を構築するため、

『新世紀のゆたかな市民生活を支える行政改革』

を改革の基本理念として、更なる行政改革の取組みを進めるものとする。

### 2 改革の基本方針

改革の基本理念である「新世紀のゆたかな市民生活を支える行政改革」を推進するため、次の3項目を基本方針として、行財政全般にわたる幅広い改革を行う。

未来を見据えた確かな行政運営の推進

市民との協働による開かれた市政の確立

簡素で機能的な行財政システムの再構築

#### (1) 未来を見据えた確かな行政運営の推進

少子・高齢社会における市民の意識やライフスタイルの変化に対応するとともに、限られた財源のもとで、今後生ずるであろうさまざまな行政需要に応え、豊かな市民生活を実現するためには、何よりも市としての「体質改善」を図り、「体力」を強化することが急務である。

そのためには、都市経営の視点にたって、事務事業の徹底した見直しを行う必要がある。成果を重視した客観的な評価に基づく施策の選択、重点化を行うとともに、社会の変化を敏感に察知する豊かな感性に裏付けられた施策の展開を図り、生活者の視点に立って、より一層の市民サービスの向上を図らなければならない。

更には、著しいIT(情報通信技術)の進展を背景に進められている電子政府・電子自治体化への対応を図らなければならない。単なる効率化の道具としてITをとらえるのではなく、これを活用することにより、職員の意識、業務プロセス、サービスのあり方や組織などを変更する。

## (2) 市民との協働による開かれた市政の確立

市民ニーズは、ますます多様化・高度化し、増大しているが、これら全てに行政が主体となって対応することは困難になってきている。行政と市民との役割分担を明確にし、市民や民間団体、企業など地域社会を構成する様々な主体が「協働」してまちづくりを進めるとともに、介護や子育てなどを社会全体で支え合う「共助」の社会を築き、すべての市民が積極的に社会に参加し、それぞれの役割を果たすことができる活力ある地域社会を構築する。

また、市民との確固たる信頼関係に基づいたパートナーシップを築くため、積極的な情報公開・情報提供や、監査機能の強化を図るなど行政の透明性・公正性の確保に努めるとともに、市民の主体的な行政への参加の機会を拡大し、政策形成過程へも参画できるシステムを構築する。

一方、行政の公平性の観点から、行政サービスの提供にあたっては、受益の程度に応じて適正な負担を利用者に求めることも重要であり、使用料・手数料の見直しなど受益者負担の適正化を図る。

## (3) 簡素で機能的な行財政システムの再構築

厳しい財政環境のもと、新しい行政需要に応え、適切な市民サービスの提供を実現するためには、限られた財源を効果的に活用した簡素で機能的な行財政システムを再構築しなければならない。

このため、組織・機構の簡素化・合理化や定員抑制に努めるとともに、健全財政推進の観点から、計画的な市債の発行や歳入の確保に努める。

また地方分権の時代においては、職員一人ひとりの創意工夫や高い政策形成能力が求められており、人事・給与制度の見直しや人材育成の充実などを行い、職員の資質の向上、意識改革を図る。



### 3 数値目標

行政改革の推進にあたって、数値目標を次のとおり設定する。

#### (1) 市税等収納率の向上を図る。(平成 16 年度)

市 税	98.2%を 98.4%以上にする。
国民健康保険税	89.6%を 90.0%以上にする。
公共下水道使用料	96.1%を 99.0%以上にする。
保 育 料	98.3%を 98.5%以上にする。
市営住宅使用料	97.8%を 98.5%以上にする。

\* 現年度分を対象。平成 12 年度決算の収納率を基準に平成 16 年度の目標を設定。

限られた財源のもと、地方分権の時代にふさわしい市民サービスを提供するためには、事業の選択や重点化を行うとともに、歳入の確保を図ることが重要です。長引く景気の低迷、企業経営の悪化、失業者の増大など社会経済情勢は大変厳しい状況にあり、ここ数年、市税などの収納率も低下傾向を示していますが、可能な限りの手段、対策を講じ、市民の理解・協力を得て収納率の向上を図ります。

#### (2) 職員 1 人あたりの市民数を 150 人以上とする。(平成 15 年度までに)

行政執行の効率性を表す指標の一つである「職員 1 人あたりの市民数」(市民数を職員定数で除したもの)について 150 人という数値目標を掲げ、民間委託の推進や退職者不補充等により職員数の抑制に努めています。

目標設定時(平成 10 年 4 月 1 日)の 143.3 人を基準に平成 15 年の推計人口(614,000 人)で職員数を算出すると 4,285 人となりますが、目標値の 150 人の場合は 4,093 人となり、192 人を抑制することとなります。

\* 職員 1 人あたりの市民数(平成 13 年 4 月 1 日現在)

- ・ 本 市 146.2 人
- ・ 類似 23 市の平均 125.5 人  
(類似 23 市:政令指定都市及びさいたま市を除く人口 40 万人以上の都市のうち、  
常備消防を市単独で保有している市)
- ・ 県下 19 市の平均 119.8 人

#### (3) 3 年間の市債発行額を 300 億円以内に抑制する。(平成 14 年度から 16 年度まで)

\* 一般会計の建設事業(南清掃工場建替整備推進事業を除く)に関わる市債発行額を対象とする。

多額の費用を必要とする道路や公園、河川、学校などの公共施設を整備する際に、その整備に要する資金の一部を政府や銀行などから借入れを行うことがあります。借入れた資金については翌年度以降、「公債費」として償還することになりますが、これを、市が負担する債務という意味で「市債」と呼びます。

公共施設は市民の財産であり、次の世代の市民もその便益を享受することになります。

しかし、「公債費」という後年度負担は、財政の硬直化を招く要因にもなりかねないため、長期的な財政運営の観点から、市債の発行にあたっては事業の厳選に努め健全財政を維持する必要があります。

今回の数値目標の設定にあたっては、年度によって異なる財政需要に弾力的に対応するため、各年度ではなく3年間の総額を定める方法とします。

なお、南清掃工場については、築後22年が経過し老朽化が著しいため平成16年度から建替えを計画していますが、清掃工場は市民生活にとって不可欠な施設であり、建替えについて判断の余地がないものであるため、事業の厳選を目的に設定したこの数値目標の対象から除外するものです。

## 行政改革の推進方策

### 1 未来を見据えた確かな行政運営の推進

#### (1) 電子市役所の実現

平成15年を目途に国において進められている行政事務の電子化、いわゆる電子政府への取組みを考慮しつつ、行政情報の電子的提供、申請・届出手続の電子化、情報ネットワークを通じた情報共有・活用など、電子市役所の実現を目指して、情報政策推進体制を強化し、行政事務情報化推進計画の見直しを行うとともに、組織体制のあり方の検討や各種電算システムの開発を推進する。

#### (2) 事務事業の見直し

行政の責任領域を改めて見直し、行政関与の必要性、行政効果・効率等を十分吟味して、事務事業の抜本的な整理合理化を図る。特に、時代の流れや社会経済情勢の変化などにより、所期の目的を達成したものや業務量の減少したものについては、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、廃止・統合・縮小するなど徹底した見直しを行う。また、複雑多様化する行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、施策の選択と重点化に努める。

#### (3) 民間委託等の推進

多様な市民ニーズに対応し、行政運営の効率化と市民サービスの向上を図るため、民間事業者と競合する事務事業や民間企業の高度な専門知識・経営資源を活用する方がより効果的な事務事業などについて、積極的に民間委託を推進する。

また、新たな雇用の創出や地域経済活性化の側面からも、民間委託や民営化を推進し、PFI(Private Finance Initiativeの略。民間資金を活用した社会資本整備と訳される。)等の導入を検討するとともに、非常勤職員の活用などにより効率的な行政運営を推進する。

#### (4) 行政評価制度の拡充

限られた財源を最大限有効に使い、市民福祉を向上させるためには、施策の選択が重要である。個々の行政サービスがいかに市民の生活満足度を向上させるかという成果重視の視点から、施策や事務事業の行政効果、効率性等を客観的に評価する行政評価制度の拡充を進める。

## (5) 行政サービスの向上

市民が求めるサービスを的確・適切に提供し、市民の利便性の向上を図るため、市民満足度調査等により市民ニーズの的確な把握に努め、職員の接遇能力の向上やワンストップ・サービス、ノンストップ・サービスの実現を目指すとともに、電子市役所における窓口サービスのあり方についての検討を進める。

また、自治体C I<sup>\*</sup> (コーポレート・アイデンティティ)の考え方を取り入れた行政改革に取組み、相模原市、相模原市役所、相模原市職員のイメージアップを図り、「相模原らしさ」を確立するためのさまざまな取組みを行う。

## 2 市民との協働による開かれた市政の確立

### (1) 市民と行政の役割分担の見直し

多岐にわたる公共サービスの供給主体については、個々のサービスの目的、内容、費用負担、公益性、必需性などを総合的に判断し決定されるべきである。N P O<sup>\*</sup> (民間非営利組織)活動や企業活動などの活用も視野に入れた中で、民間が担える分野は積極的に民間に委ねるなど、従来の発想や既存の枠組みにとらわれずに行政の責任領域の明確化を図る。

### (2) 市民との協働による市政の推進

#### ア 市民参加の推進、政策形成過程への市民の参画

市民自らが責任を持って積極的に行政に参加する機会を確保するとともに、政策形成過程においても市民が参画できるようなシステムづくりを進める。

#### イ 市民・企業・行政の協力関係の強化

市民の暮らしをより豊かにするための選択的サービスは、今後ますます拡充される傾向にあるので、行政のみならず市民・民間団体・企業など多様な主体が相互に連携し、協力関係を強化し、それぞれが持っている特性や資源を最も効果的に生かせるアダプト・プログラム<sup>\*</sup> (公共空間の里親制度)の導入などのシステムの構築を図る。

#### ウ コミュニティ活動の活性化

都市化の進展に伴い、住みよいまちづくりにコミュニティ活動が果たす役割はますます大きくなっている。そのため、市民に身近な出張所や公民館、こどもセンターなどについて、地域活動の拠点としての観点から機能・役割を見直し、出張所の市民センター化を図るとともに、自治会等地域団体と市との関わり方を地域社会の変化に合わせて見直すなどコミュニティ活動の活性化を図る。

## エ ボランティア活動への支援

ボランティア活動やNPO活動を促進するため、人材育成やボランティア活動等を支援するためのコーディネーターの養成を行うとともに、人材ネットワークの構築、ボランティア活動等に関する情報拠点の整備や情報提供機能の充実に努める。

## (3) 行政の透明性・公正性の確保

### ア 積極的な情報提供と広報・広聴機能の強化

市民と行政との信頼関係を強化するため、市政情報を積極的に開示し、市民に分かりやすい情報提供に努めるなど、行政情報の偏在(いわゆる「情報の非対称性」)の解消に努め、市民と行政のコミュニケーションの充実に努め、行政の透明性の確保、信頼性の向上を図る。

また、インターネットなどIT(情報通信技術)の活用や広報体系の見直しなどにより広報・広聴機能の強化に努める。

### イ 監査機能の強化

現行の監査制度や行政救済制度を補完し、より客観的での透明性の高い行政を実現するために導入した外部監査制度の活用を図るとともに、オンブズパーソン<sup>6</sup>制度の導入について検討する。

### ウ 企業会計手法の活用、行政の説明責任

事務事業評価などにおいて企業会計手法によりトータル行政コストを把握し、行政運営の改善につなげるとともに、その内容を市民に分かりやすく開示することにより、行政の説明責任(アカウンタビリティ<sup>7</sup>)を果たす。

## (4) 受益と負担の適正化

「公平性」、「公正性」は行政にとって極めて重要な要素であり、様々な行政サービスを提供する場合に慎重に吟味すべき事項である。受益者負担の適正化の観点から使用料・手数料の見直しを行うとともに、従来、無料であった行政サービスについても、同様の観点から有料化すべきかどうか検討する。また、施設使用料の減免制度についても見直しを行う。

## (5) 補助金の適正化

「補助金の見直し基準」にしたがって、すでに補助目的を達成したと認められる補助や補助制度発足後10年を経過した補助金などの廃止、高額補助金や高率補助金の削減など、引き続き適正化を図るとともに、第三者機関の設置や時限性などの導入について検討する。

### 3 簡素で機能的な行財政システムの再構築

#### (1) 組織・機構の簡素・合理化

市民ニーズや電子市役所などの時代の変化に的確に対応していくため、従来の縦割り行政を市民の視点から見直し、分かりやすく即応性に優れた柔軟な組織・機構に再編する。

#### (2) 定員管理の適正化

厳しい財政状況の中で、今後増大する行政需要に対応するため、事業の廃止、組織の簡略化、IT(情報通信技術)の活用や民間委託の推進、非常勤職員の活用等による退職者不補充などを実施し、一層の定員管理の適正化を図る。

#### (3) 人事・給与制度の見直し

職員の意欲を喚起し、職員一人ひとりの能力が一層発揮できるように人事・給与制度の見直しを行い、成果主義・能力主義に基づく信賞必罰の人事給与制度を確立するための新給与体系の構築、能力本位・適材適所の任用、人事評価システムの整備を行うとともに、引き続き、手当ての見直しや時間外勤務の縮減などにより人件費の抑制に努める。

#### (4) 職員の意識改革と人材育成

本市の人材育成基本方針である「職員チャレンジ&アクションプラン」に基づき、地方分権の時代にふさわしい政策形成能力や政策法務能力に優れた人材の育成に努めるとともに、職員の意識改革を促し、自らの能力や意識を高め、主体的な創意工夫を引き出すことができる制度・体制を構築する。

#### (5) 公社等外郭団体の見直し

公社等外郭団体については、その業務範囲、業務内容等について統合を含め見直しを行うとともに、自主性・自立性の確保を図り、利用料金制度<sup>※</sup>の適用拡大、団体間で固有職員の人事交流ができるシステムの構築、経営診断の実施や経営計画の策定など、より企業経営的な見地に立ち、経営の効率化、活性化を図る。

#### (6) 健全財政の推進

一段と厳しさが予測される今後の財政状況を見据え、的確な財政推計を行い、総合計画の中期(平成15年度～18年度)実施計画を策定するとともに、各種事業計画について

時点修正や見直しを行い、健全財政を維持・推進する。

また、引き続き公共工事のコストの縮減に努めるとともに、市債については、後年度の財政負担を考慮して慎重に対処する。

更には、市税、国民健康保険税、公共下水道使用料等の収納率の向上、公共施設への有料広告の掲示、未利用公有地の売却など歳入の確保対策を推進する。

## (7) 分権の推進

地方分権を着実に推進するため、平成15年4月の中核市への移行を目指すとともに、更なる権限の拡大や税財源の確保等に努め、地方分権が真に実効あるものとなるよう政策法務体制の強化など庁内体制の整備を図る。

また、自己決定・自己責任の原則のもと、個性豊かなまちづくりを推進するため、職員の政策形成能力の向上を図り、独自条例による創意あふれる施策を展開する。

更には、市民ニーズに柔軟に対応するため、市民に身近な事業実施部門の機能強化や内部管理部門に集中している権限を各部に移譲するなど庁内分権を推進するとともに、地区行政体制の拡充・強化(都市内分権\*)の観点から出張所機能を見直し市民センター化を図り、総合行政センターの設置等について検討を進める。

## 行政改革の推進とその進行管理

この行政改革大綱は、本市の行政改革の基本的な方向性を明らかにしたものである。

今後は、市議会をはじめ、広く市民の理解と協力のもとに、この大綱に基づき、行政改革の着実な推進に取り組むものとする。

### 1 第二次実施計画の策定

行政改革を着実に推進するため、この大綱に基づき、平成14年度から平成16年度までの3か年を計画期間とする実施計画(第二次実施計画)を策定する。

### 2 推進状況の報告と公表

この大綱及び実施計画に基づく行政改革を着実に推進するため、行政改革の推進状況については、適宜、市民の代表、学識経験者等で構成する「相模原市行政改革推進委員会」に報告するとともに、「広報さがみはら」やインターネットの相模原市のホームページ等を通じて公表する。

### 3 庁内推進体制

行政改革を着実に推進するための庁内推進体制である「相模原市行政改革推進本部」及びその下部組織である「行政改革推進本部幹事会」、「各部会議」を存続し、全庁一丸となって行政改革の推進に取り組むとともに、行政改革を推進するインセンティブ(誘因)となる方策について検討し、導入する。



## 参 考 資 料

新行政改革大綱の改訂及び第二次実施計画の策定 経過 (1頁)

相模原市行政改革推進本部設置要綱 (2頁～4頁)

用語解説 (5頁～6頁)

## 新行政改革大綱の改訂及び第二次実施計画の策定 経過

H10.11.4	推進委員会から「相模原市の行政改革推進に関する提言」提出
H10.12.1	新相模原市行政改革大綱策定
H11.3.5	新相模原市行政改革大綱・実施計画策定

H13.5.10			幹事会(第35回)
5.17		推進委員会(第15回)	
5.31	本部会議(第18回) 「今後の行政改革の取組みについて」決定		
7.3	職員からの意見募集(~7/31)『素朴な疑問』		
8.1	市民からの意見募集(~8/31)『さがみはらシェイプアップ作戦』		
9.28			幹事会(第36回)
10.10		推進委員会(第16回)	
10.31			幹事会(第37回)
11.7		推進委員会(第17回)	
11.20	本部会議(第19回) 新大綱改訂(案)及び 第二次実施計画(案)策定		
12.1	新大綱(改訂案)及び第二次実施計画(案)についての意見募集(~12/28)		
H14.2.7			幹事会(第38回)
2.13		推進委員会(第18回)	
2.19	本部会議(第20回)		
2.21	市議会全員協議会		
3.6	新大綱改訂及び第二次実施計画の策定		

- \* 本部会議：相模原市行政改革推進本部  
 推進委員会：相模原市行政改革推進委員会  
 幹事会：相模原市行政改革推進本部幹事会

## 相模原市行政改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 地方分権を基調とする新しい時代に相応しい行政体制の確立と効率的な行財政運営の推進を図るため、相模原市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革の基本方針の策定に関すること。
- (2) 前号の基本方針に基づく改善計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

### (推進本部の構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は助役、収入役及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、部相当の組織の長、保健所長、及び担当部長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、予め本部長が指定する副本部長がその職務を代理する。

### (本部会議)

第4条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

### (幹事会)

第5条 本部会議に付議する事案について、審議し、又は協議する下部機関として、行政改革推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は、行政改革・中核市担当部長、調整参事、管理部次長、企画政策課長、情報システム課長、総務課長、事務管理課長、職員課長、財務課長及び消防総務課長をもって構成する。
- 3 幹事会の長（以下「幹事長」という。）は、行政改革・中核市担当部長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

### (各部会議)

第6条 推進本部において策定された基本方針に基づき、又は自主的に、各部局における必要な改善方策について、調査検討し、部局の改善計画を策定するとともに、第2条第2号に規定する改善計画を推進するため、別表に定める部局ごとに会議（以下「各部会議」という。）を設置する。

- 2 各部会議は、別表に定める部局に属する部長（部長相当職を含む。）、調整参事、次長及

び課相当の組織の長をもって構成する。

- 3 各部会議の議長（以下「議長」という。）は、別表に定めるところによる。
- 4 各部会議の運営は、議長が別に定める。

（推進主任）

第7条 各部会議に行政改革推進主任（以下「推進主任」という。）を置く。

- 2 推進主任は、議長の指示のもと、部局各課の改善計画の取りまとめ等を行うとともに、第2条第2号に規定する改善計画を推進するため、改善施策の企画、改善指導、連絡調整等を行う。
- 3 推進主任は、各部会議の庶務を担当する課の職員の中から、議長が指名する。
- 4 議長は、推進主任を指名したときは、幹事長にその氏名等を報告しなければならない。

（庶務）

第8条 推進本部及び幹事会の庶務は、総務部行政改革・中核市推進課が、各部会議の庶務は、別表に定める課が処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行し、平成14年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

別表（第6条及び第8条関係）

部 局	議 長	庶 務
企 画 部	企 画 部 長	企 画 政 策 課
総 務 部	総 務 部 長	総 務 課
財 務 部	財 務 部 長	財 務 課
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 部 長	保 健 福 祉 総 務 課
保 健 所	保 健 所 長	地 域 保 健 課
市 民 部	市 民 部 長	市 民 生 活 課
経 済 部	経 済 部 長	産 業 振 興 課
環 境 保 全 部	環 境 保 全 部 長	環 境 対 策 課
環 境 事 業 部	環 境 事 業 部 長	清 掃 総 務 課
都 市 部	都 市 部 長	都 市 計 画 課
建 築 部	建 築 部 長	建 築 総 務 課
土 木 部	土 木 部 長	土 木 計 画 課
管 理 部	管 理 部 長	教 育 総 務 課
学 校 教 育 部	学 校 教 育 部 長	指 導 課
生 涯 学 習 部	生 涯 学 習 部 長	生 涯 学 習 課
消 防 本 部	消 防 長	消 防 総 務 課

備考 秘書課は企画部に、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局は総務部に、会計課は財務部に、農業委員会事務局は経済部に属するものとする。

## 用語解説

### P.2 《中核市》

市町村は、政令指定都市を除き、法律等によって、ほとんど同じような事務権限が認められていたが、政令指定都市以外の都市で、人口や面積が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度。

### P.2 《IT(Information Technology)》

情報通信技術。情報技術分野での革命が、世界経済の新たな成長を担うとともに、国家・社会・企業等の組織を変えていくといわれている。

### P.2 《公務員制度改革》

「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)に基づき、現行の公務員制度を成果主義や能力主義、人事評価システムなどの導入により抜本的に改革するもの。

### P.3 《スクラップ・アンド・ビルド(Scrap & Build)》

事務事業の見直しの方法の一つ。限られた資源の中で行財政運営を行い、また、新たな行政需要に対応するために、行政の簡素効率化を図りつつ既存事業を常に見直し、不要になった事務事業は廃止するなどの方法で資源を捻出する手法。

### P.4 《パートナーシップ:協働(Partnership)》

特に、地域のまちづくりにおいては、行政と住民/民間団体とが、対等の関係に立って協力し合い、相互に補完的な関係を築き上げること。

### P.8 《PFI(Private finance initiative)》

従来公共部門によって行われてきた社会資本の整備・運営等の分野に、民間資金、経営ノウハウ等を導入し、民間主導で効率的に社会資本を整備する手法。

### P.9 《自治体CI》

CIとは、コーポレート・アイデンティティの略であり、直訳すると、企業や組織体の統一性・主体性を確立するということになる。自治体CIにより、相模原市や職員のイメージアップを図り、「相模原らしさ」を確立するためのさまざまな取組みを行う。

### P.9 《NPO: 民間非営利組織(Non-Profit Organization)》

営利を目的としない民間団体の総称として使われる。企業などの営利組織は基本的に収益を株主などの関係者間で配分するが、NPOは収益が出れば配分せず、次の社会貢献活動に充当する(財団法人、社会福祉法人、生協なども含まれる)。

P.9 《アダプト・プログラム:公共空間の里親制度(Adopt Program)》

ボランティアとなる地域住民や企業などの市民団体が、道路や公園などの一定区間を養子(アダプト)とみなして、定期的・継続的に美化活動を行う仕組み。

P.10 《オンブズパーソン》

住民に代わって、その利益を守るために行動する代表者又は代理人。議会・首長等により任命され、任命者から独立して行政活動を調査し、住民からの苦情を処理する。スウェーデンで始まった制度。

P.10 《アカウントビリティ:説明責任(Accountability)》

情報公開や規制緩和、市民参加の動きの中で、行政の透明性が強く求められるようになってきたことに伴う、自治体による説明責任。説明責任とは客観的に施策等の選択を説明できる状態で行動することを意味する。

P.11 《職員チャレンジ&アクションプラン》

相模原市のこれまでの職員研修を中心とした資質向上施策に加え、人事管理、組織管理も含めた幅広い取り組みが必要であることから、これまでの資質向上の施策を見直し、地方分権の時代を担う職員の資質向上をめざして策定(平成13年3月)された。

P.11 《利用料金制度》

公の施設の利用料については、本来は市の収入となるものであるが、これを公社等の管理受託者の収入とさせることができる制度。

P.12 《都市内分権》

地域社会における問題の解決等において、決定の機能や権限等を地域行政機構に委ねることによって、地域社会における自主決定の領域を大きくしていくこと。